

認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

2016 年度事業報告書

I. 事業期間

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

II. 2016 年度事業の総括

1. 特定非営利活動に係る事業

2016 年度は、45 名の支援活動員（犯罪被害相談員 18 名、犯罪被害者等直接支援員 27 名）が支援活動に携わり、279 件の事件・事故の被害者に対して 1329 回の電話相談・面接相談および直接的支援を行った。裁判員裁判に臨む重篤な犯罪被害者への支援や複数の被害者がいる事件に対応するため、支援体制の一層の充実が求められた。また、支援現場では捜査・司法機関、医療機関、行政、教育機関、福祉機関など多種多様な関係機関と連携する機会が増えており、ますます緊密なネットワーク構築が重要になってきた。

支援者養成事業では、「被害者支援員養成講座」の基礎コース及び専門コースを開講し、次年度の支援活動員候補者 4 名を認定した。

大阪府より電話相談・面接相談事業、直接的支援事業、支援者養成事業に対して「犯罪被害者等支援事業補助金」を受けた。

また、広報啓発事業では、共同募金平成 27 年度配分金を受けて支援用リーフレットとニュースレターを発行した。

預保納付金助成事業としては「団体運営の自立に向けた仕組み作り」「犯罪被害者支援に関わる広報啓発」「犯罪被害者支援に関わる資機材整備」「犯罪被害者支援に関わる人材育成」の 4 事業のほか、2015 年度助成事業の延長として「若者へ被害者支援を浸透させる事業」を実施した。

2. その他の活動に係る事業

本年度は実施しなかった。

III. 事業の実施状況

1. 被害者等に対する電話相談および面接相談事業（大阪府補助金対象事業）

<趣旨・目的>

電話、手紙、メール等の手段を用いて被害者等の精神的ケア及び情報提供等を行う。また、支援活動員、大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会所属の弁護士、臨床心理士等による面接相談を行い、被害者等にとってより適切な支援を行う。

①電話相談

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日のうち適宜。ただし電話相談受理時間は月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始、夏期休暇を除く）10 時から 16 時。（2016 年 11 月 28 日は犯罪被害者週間の被害者ホットライン開設日のため、10 時から 20 時）

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

被害者等、関係機関被害者支援担当者等

<事業の実績>

2名ないし3名の支援活動員が交替で電話の前に待機し、かかってきた相談電話に対応した。毎月第3木曜日の午後2時から4時は大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会から派遣された弁護士による法律相談日として、法律や司法に関する専門的相談に応えた。支援活動員が適宜電話・手紙・メール等により被害者等に対する精神的なサポートや情報提供、関係機関との連絡調整を行った。被害者等にとって電話やメールは非常に手近で利用しやすい手段である。支援活動員が被害者の話に丁寧に対応し、精神的なケアに当たるとともに、適切な情報提供を行うことで、突然の被害からの回復につながる第一歩となった。また、電話相談から面接相談、直接的支援へとつながる事例も多々あった。

電話相談稼働日数	244日	
のべ支援活動員	1721名	
支援実件数	279件	
電話相談総数	1197回	
身体被害（殺人、殺人未遂、暴行傷害、性被害）	731回	
交通被害（危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪など）	298回	
財産被害（詐欺、強盗など）	47回	
その他の被害（DV、ストーカー被害、虐待被害）	49回	
その他	72回	

②面接相談

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日のうち適宜

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、警察署、検察庁、弁護士事務所、被害者自宅等

<対象>

被害者等

<事業の実績>

必要に応じて、支援活動員が被害者等との面接相談を行ったほか、大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士等による面接法律相談や臨床心理士等による面接心理相談（カウンセリング）を行った。また、堺市犯罪被害者等支援カウンセリング事業を受託した。面接相談を通して、被害者等の抱える問題の理解を深め、被害者等にとってより適切な支援を行うことができた。また、対面の面接相談は電話相談以上に被害者等に対する精神的ケアの効果や情報提供の精度を高めることができた。弁護士の面接法律相談において、被害者等は適切な時期に被害者支援に精通した弁護士から専門的アドバイスを受け、被害からの回復に有効な情報を得ることができた。臨床心理士による面接心理相談においては、強い不安感や悲嘆により精神状態が悪化している被害者等に対する適切な心理教育やグループケアが、被害者等の被害回復により影響を与えた。

のべ支援活動員	103名	
支援実件数	36件	
面接相談回数	64回（うち大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会弁護士等による面接法律相談14回 臨床心理士等による面接心理相談10回）	

身体被害（殺人、殺人未遂、暴行傷害、性被害）	44 回	
交通被害（危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪など）		18 回
財産被害（詐欺、強盗など）	0 回	
その他の被害（DV、ストーカー被害、虐待被害）	2 回	
その他	0 回	

③ 心理教育用リーフレットの発行と活用（預保納付金助成対象事業）

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

被害者等

<事業の実績>

心理教育用リーフレット 4 種（性犯罪被害者対象 1,500 部、被害当事者及び家族等対象 1,000 部、遺族対象 1,000 部、子ども対象 500 部）を 2016 年 11 月 16 日に発行し、主として面接相談で活用した。制作にあたりイラスト及びレイアウトで大阪芸術大学の 2 名の学生の協力を得た。

<事業収支>（上記①、②、③の事業に対して）

収入：0 円 支出：4,363,350 円

2. 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供およびその他の方法による直接的支援事業（大阪府補助金対象事業）

<趣旨・目的>

電話相談・面接相談以外の手法で被害者等が必要とする支援活動を行うことで、被害からの回復を促す。

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日のうち適宜

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、警察署、検察庁、裁判所、行政機関、弁護士事務所、医療機関、被害者自宅等

<対象>

被害者等

<事業の実績>

① 警察署、検察庁、裁判所、病院等に出向く被害者等に 2 名ないし 3 名の支援活動員が付き添うことで被害者等の不安や孤立無援感を軽減することができた。裁判の経緯は知りたいが、加害者やその関係者と顔を合わせたくない被害者等の代わりに支援活動員が裁判を傍聴し、経緯を報告する代理傍聴を行った。

のべ支援活動員 133 名

支援実件数 15 件

直接的支援総数 68 回

身体被害（殺人、殺人未遂、暴行傷害、性被害） 47 回

交通被害（危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪など） 21 回

財産被害（詐欺、強盗など） 0回

その他の被害（DV、ストーカー被害、虐待被害） 0回

その他 0回

②支援に関わる支援活動員間でケースカンファレンスを3回行い、のべ21名の支援活動員が参加した。

③被害者用小冊子「犯罪被害にあった方へ～刑事裁判の手引き～」を必要とする被害者等に渡した。被害者等の立場に立って編集された冊子が、被害者等に裁判を理解してもらうことへの一助となった。

<事業収支> (上記①～③に対し)

収入：0円

支出：1,579,603円

3. 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請を補助する事業
2016年度は実施実績なし。

4. 被害者等の自助グループに対する支援事業

<趣旨・目的>

被害者等の自助グループの活動を支援することで、被害者等の回復を促す。

①被害者自助グループ「i p p o」例会開催

<実施日時>

2016年4月9日（土）、5月18日（水）、6月11日（土）、7月20日（水）、9月21日（水）、10月8日（土）、11月16日（水）、2017年1月18日（水）、2月11日（土）、3月15日（水）

いずれも14時から16時

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

被害者等

②被害者自助グループ「i p p o」メンバー、支援活動員合同研修会

<実施日時>

2016年1月18日（水）

<実施場所>

大阪府夕陽丘庁舎共用会議室

<事業の実績>

被害者自助グループ「i p p o」例会等の運営サポートを行い、ファシリテーター役を務めた。被害者自助グループ「i p p o」メンバー、支援活動員合同研修会後には研修講師も交えて例会を開催した。被害後の様々な段階の被害者等に対し、時期に応じた民間支援組織ならではのきめこまかな支援を行うことができた。自助グループメンバーに研修講師をつとめてもらったり、協働で広報啓発活動を行うなど活動の幅が広がってきており、被害者等の被害回復にもつながった。

<事業収支> (上記①、②に対し)

収入：0円 支出：242,971円

5. 被害者等の支援に関する広報および啓発活動事業

<趣旨・目的>

被害者等の現状や被害者支援の必要性を広く社会に訴える。

①被害者支援シンポジウム「もし被害にあったら～みんなに知ってほしい被害者支援センターのこと～」の開催（預保納付金助成対象事業）

<実施日時>

2016年11月26日（土） 13：30～16：30

<実施場所>

大阪市立阿倍野区民センター小ホール

<対象>

一般市民、関係機関等

<事業の実績>

第1部 基調講演「犯罪被害者支援のあゆみとアドボカシーセンターの果たした役割」

講師：大川哲次（弁護士、大阪被害者支援アドボカシーセンター副代表理事）

第2部 パネルディスカッション

「もし被害にあったら～みんなに知ってほしい被害者支援センターのこと～」

パネリスト：大川哲次

：小沢樹里（交通犯罪被害者遺族）

：小沢克則（交通犯罪被害者遺族）

：山口和子（センター支援活動責任者）

コーディネーター：井上尚美（センター支援総括責任者）

共催 大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察

後援 大阪府被害者支援会議、大阪弁護士会、大阪府臨床心理士会、大阪私立中学校高等学校連合会、

参加者 140名

告知のための案内チラシ 15,000枚を2016年9月21日に発行したほか、地下鉄21駅でのポスター掲示、産経新聞広告掲出を行い、広報を行った。

②犯罪被害者週間キャンペーン事業（預保納付金助成対象事業）

<実施日時>

2016年11月20日（日） 14：00～15：00

<実施場所>

イオンモール堺北花田

<対象>

一般市民

<事業の実績>

大阪府、大阪市、堺市、大阪府警共催、大阪府被害者支援会議後援で、「犯罪被害者週間キャンペーン」を実施した。犯罪被害者の手記の朗読、大阪府立泉陽高等学校軽音楽部による音楽演奏、同校生徒とのミニト

ーク、キャンペーングッズの配布（800 個）を行い、犯罪被害者週間について広報周知することができた。

③ニュースレターの発行と配布（共同募金平成 27 年度配分金対象事業）

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

賛助会員、関係機関、被害者等、講座参加者等

<事業の実績>

2016 年 6 月 20 日にニュースレター第 27 号を 2500 部、2017 年 1 月 30 日にニュースレター第 28 号を 2000 部発行し、賛助会員、関係機関等に配布した。定期的にセンターの活動報告を行うことで、当センターの活動及び被害者支援に対する理解と共感を深めることができた。

④ホームページの公開と更新（預保納付金助成対象事業）

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

被害者等、関係機関、一般市民等

<事業の実績>

当センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知させるために、ホームページ <http://www.ovsac.jp/> を公開し、相談電話の案内、講座やイベントの告知、関係機関の紹介等を行った。ホームページを端緒とした相談電話や冊子の送付希望、養成講座の参加申し込みが多数あった。

⑤支援用リーフレットの発行と配布（共同募金平成 27 年度配分金対象事業）

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<対象>

被害者等、一般市民、賛助会員、関係機関等

<事業の実績>

当センターの支援活動を案内するリーフレット「事件・事故の被害にあわれた方へ」を 2016 年 6 月 16 日に 10,000 部発行し、被害者等に渡したほか、関係機関等、センター主催行事参加者等に配布することで、当センター及び当センターの活動の周知をはかった。

⑥啓発用小冊子の配布

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

被害者等、関係機関等

<事業の実績>

小冊子「犯罪被害にあうということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～」を被害者等、関係機関等に配布した。被害者等に渡すことで適切な情報提供につながった。また、センター主催の養成講座、各種研修や他被害者支援センター、行政機関等の研修資料としても利用され、被害者支援担当者の資質向上に貢献した。

⑦コンタクトカードの配布

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

<対象>

一般市民、関係機関等

<事業の実績>

相談電話番号、QRコード等を記載したカードを、府下警察署、行政等に配布し、各相談窓口等に設置してもらった。

⑧ポスターの作成と掲示

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

<対象>

一般市民、被害者等、関係機関等

<事業の実績>

B2サイズポスターを2016年8月3日に1,000枚作成した。センター主催行事会場や関係機関に掲示したほか、犯罪被害者週間に私鉄10社114駅、2017年1月に大阪市営地下鉄全駅構内等でも掲示された。

⑨被害者手記集の配布

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

<対象>

一般市民、被害者等、関係機関等

<事業の実績>

被害者手記集「伝えたい想い—犯罪被害者が紡いだことば—」第2集を必要に応じて配布した。

⑩デジタルサイネージ広告の掲出 (預保納付金助成対象事業)

<実施日時>

2016年9月5日(月)～2016年11月6日(日)

<実施場所>

大阪市営地下鉄御堂筋線梅田駅ホーム

<対象>

一般市民等

<事業の実績>

9週間にわたり、動画広告を掲出した。

⑪シンポジウム告知ポスターの掲出 (預保納付金助成対象事業)

<実施日時>

2016年11月14日(月)～2016年11月28日(日)

<実施場所>

大阪市営地下鉄御堂筋線新大阪、梅田、本町、心斎橋、なんば、動物園前、天王寺、谷町線東梅田、天満橋、谷町4丁目、谷町6丁目、谷町9丁目、天王寺、四つ橋線西梅田、肥後橋、本町、千日前線谷町9丁目、堺筋線北浜、堺筋本町、日本橋、動物園前の各駅

<対象>

一般市民等

<事業の実績>

上記21駅に計30枚掲出した。

⑫新聞広告の掲出 (預保納付金助成対象事業)

<実施日時>

2016年11月16日(水)

<実施場所>

大阪市内

<対象>

一般市民等

<事業の実績>

産経新聞大阪市内版朝刊紙17万部に、センターの活動全般の紹介及びシンポジウム告知の広告を掲出した。

⑬設立20周年記念誌の発行と配布 (預保納付金助成対象事業)

<実施日時>

2016年7月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

賛助会員、関係機関、被害者等、講座参加者等

<事業の実績>

当センター設立20周年記念誌「被害者支援の原点に戻って」を3,000部発行し、賛助会員、寄付者、関係

機関等に配布した。20 周年記念事業として実施した「設立 20 周年記念フォーラム」、「被害者手記集感想文コンクール」の記録となるとともに、センターの活動を振り返って紹介できる資料として活用できた。

<事業収支> (上記①～⑬について)

収入：0 円 支出：3,504,359 円

6. ネットワーク構築活動事業

<趣旨・目的>

被害者支援の充実を目指し、関係機関との連携を深め、ネットワークを構築する。

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

<対象>

関係機関等

<事業の実績>

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、大阪府被害者支援会議に参画し、全国及び大阪府内の被害者支援の連携体制づくりの一翼を担った。その他の関係機関や被害者団体とも顔の見える関係を作り上げることで、より適確な情報を得、被害者等にとってより適切な支援を構築、提供できる体制づくりを進めた。また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークから課題研修（上級）事業を受託し、実施した。

課題研修（上級）	第 1 回	2016 年 6 月 13 日（月）～6 月 15 日（水）	受講生 3 センター 3 名
	第 2 回	2016 年 7 月 4 日（月）～7 月 6 日（水）	受講生 2 センター 2 名
	第 3 回	2016 年 9 月 5 日（月）～9 月 7 日（水）	受講生 3 センター 3 名
	第 4 回	2016 年 10 月 17 日（月）～10 月 19 日（水）	受講生 3 センター 3 名
	第 5 回	2016 年 12 月 19 日（月）～12 月 21 日（水）	受講生 3 センター 3 名

会場はいずれも大阪市天王寺区伶人町 2 - 7 大阪府夕陽丘庁舎内

<事業収支>

収入：2,376,212 円 支出：2,012,661 円

7. 支援活動員等の養成および研修事業（大阪府補助金対象事業）

<趣旨・目的>

新たな支援活動員を養成する。支援活動員および関係機関等の被害者支援担当者の資質向上と支援スキルの向上を目指す。

①養成講座の開講（大阪府補助金対象事業）

<実施日時>

基礎コース：2016 年 6 月 10 日（金）、6 月 24 日（金）、7 月 1 日（金）、7 月 8 日（金）、7 月 29 日（金）、8 月 5 日（金）、8 月 26 日（金）、9 月 9 日（金）、9 月 23 日（金）、10 月 7 日（金）

いずれも 13 時 30 分～16 時 30 分

専門コース：2016 年 11 月 11 日（金）、11 月 25 日（金）、12 月 2 日（金）、12 月 16 日（金）、

2017年1月13日(金) いずれも16時～18時

<実施場所>

基礎コース：大阪市立天王寺区民センター

専門コース：大阪市天王寺区佯人町2-7大阪府夕陽丘庁舎内

<対象>

基礎コース：当センター支援活動員志望者、行政被害者支援担当者、各種相談機関被害者相談担当者等

専門コース：当センター支援活動員志望者

<事業の実績>

基礎コース：被害者等と被害者支援の現状、被害者支援に必要な基礎知識の修得を目標に、主に講義形式の講座を全10回計30時間開講した。一般市民、行政等関係機関より45名の申込みがあり、のべ181名が受講し、被害者支援の基礎知識を習得することができた。引き続き養成講座専門コースを受講できる修了証を15名に授与した。

専門コース：被害者支援に必要とされるより実際的な知識や手法の修得を目標に、主にロールプレイ、グループワーク等の形式の講座を全5回計10時間開講した。2014年度、2015年度、2016年度養成講座基礎コース修了者のうち7名が受講し、4名を2017年度支援活動員候補者として認定した。

②各種研修の実施(大阪府補助金対象事業)

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日のうち適宜

<実施場所>

大阪市天王寺区佯人町2-7大阪府夕陽丘庁舎内ほか

<対象>

支援活動員、支援活動員候補者

<事業の実績>

37回のセンター主催研修にのべ386名、3回の外部機関主催研修にのべ24名の支援活動員が参加した。講義、ロールプレイ、グループワーク等を通して被害者支援に関する最新の知識や手法を修得した。ケース検討を通して支援に関する情報を共有し、今後の支援に役立てた。専門家による支援活動員に対するスーパービジョンを適宜行うことで、支援活動員の二次受傷を防ぎ、支援に対するモチベーションを高めることができた。12回の専門家のケースアセスメントにより、被害者にとってより適切な支援活動が可能となった。支援活動員候補者8名に対して98回の実習と5回(うち2回は補講)のグループ研修を行い、2016年10月に7名を支援活動員として認定した。

③被害者支援セミナーの開催(大阪府補助金対象事業)

<実施日時>

2017年3月10日(金)14時00分～16時30分

<実施場所>

大阪大学中之島センター7階講義室703

<対象>

支援活動員、関係機関被害者支援担当者等

<事業の実績>

講師として磯谷富美子氏（愛知県在住犯罪被害者遺族）を招聘し、「闇サイト殺人事件の被害者遺族になって」をテーマとするセミナーを開催した。当センター、他被害者支援センター、警察、行政等関係機関から計 70 名が受講し、犯罪被害者の現状や抱える問題と適切な支援について学んだ。

④担当者対象ガイドブック発行と配布（預保納付金助成対象事業）

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

関係機関等

<事業の実績>

被害者支援担当者対象ガイドブック「被害者支援・相談を担当される方へ～被害者支援の手引き～」を 2016 年 10 月 31 日に 1,000 部発行し、上記被害者支援セミナー等の受講生に配布し、関係機関の被害者支援担当者等の資質向上に貢献した。

<事業収支> 上記①～④に対して

収入：264,500 円

支出：3,026,195 円

8. 被害者等の支援に関する研修、講演会等における講師等の派遣に関する事業

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

他被害者支援センター、警察、検察庁、裁判所、更生保護機関、行政機関、矯正機関等

<対象>

他被害者支援センター支援活動員、関係機関被害者支援担当者、受刑者等

<事業の実績>

関係機関からの要請に応じてのべ 88 名の支援活動員を計 70 回、各種研修、講演会等の講師として派遣した。関係機関担当者が被害者理解を深め、二次被害を防止することに寄与した。また、矯正機関では被害者と被害者支援の視点を入れた矯正教育を行うことで、被害者感情を伝え、さらには加害者の更生保護にも一定の影響を与えることができた。

<事業収支>

収入：832,360 円

支出：553,207 円

9. 被害者等の支援、実態等に関する調査及び研究活動に関する事業

<趣旨・目的>

被害者等の支援、実態等に関する調査及び研究を通して、被害者等の抱える問題、被害者支援の課題を明らかにする。

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

大学生、被害者、関係他機関等

<事業の実績>

支援実績等を統計調査し、センター発行「ニュースレター」で発表したほか、他機関に報告した。

<事業収支>

収入：0円 支出：0円

10. 被害者支援を目的とした関連商品の販売及び販売斡旋事業

<趣旨・目的>

センター作成冊子等を販売することで、被害者支援に関する広報啓発を行うとともに、収入増を目指す。

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

一般市民、関係機関等

<事業の実績>

小冊子「犯罪被害にあうということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～」をホームページ、ニュースレター等で紹介し、希望者に販売した。被害者等の現状と被害者支援の必要性を社会に啓発するとともに、収益をあげることができた。

<事業収支>

収入：31,580円 支出：17,436円

11. 法人運営

<趣旨・目的>

認定特定非営利活動法人としての運営を適正に行う。

<実施日時>

2016年4月1日～2017年3月31日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<対象>

正会員、賛助会員、寄付者、一般市民、関係機関等

(1) 財政

財政基盤の安定化を目指し、賛助会員、寄付者の開拓および維持、ホンデリングの周知、募金箱設置先の開拓に努めた。財政支援案内チラシ「支援いろいろ」を2016年7月20日に10,000枚、事業案内を2016年8月30日に2,000部発行し、賛助会員、寄付者開拓に活用した。企業向け被害者支援の手引き「職場の仲間が犯罪被害にあったとき」2,000部を2016年7月21日に発行し、企業内人権研修会や行政主催の企業対象人権啓発講座等で配布した。その結果、個人賛助会員176名、法人賛助会員11法人、個人寄付者133名、法人寄付者36法人を獲得することができた。支援型自販機については11法人の協力を得て計26台が設置され、

継続的な寄付につながった。(預保納付金助成対象事業)

(2) 会議

①第 15 回定期総会の開催

<実施日時>

2016 年 5 月 21 日 (土) 14 時～15 時

<実施場所>

大阪市天王寺区侘人町 2 - 7 大阪府夕陽丘庁舎内

<対象>

認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター正会員

<内容・実績>

定数 51 名のうち出席 26 名 (委任状 21 名)、欠席 3 名。議案は①2015 年度事業報告②2015 年度活動決算報告③2015 年度監査報告④諸報告 協議内容等は総会議事録参照。

②理事会の開催

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日のうち適宜

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<実績>

全 6 回開催した。(2016 年 5 月 20 日 (金)、7 月 15 日 (金)、9 月 9 日 (金)、11 月 18 日 (金)、2017 年 1 月 27 日 (金)、3 月 17 日 (金)) 各回の協議内容等については、理事会議事録参照。

(3) 委員会の開催

①運営委員会

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター

<事業の実績>

全 12 回開催した。(2016 年 4 月 12 日 (火)、5 月 10 日 (火)、6 月 7 日 (火)、7 月 12 日 (火)、8 月 9 日 (火)、9 月 20 日 (火)、10 月 11 日 (火)、11 月 4 日 (火)、12 月 13 日 (火)、2017 年 1 月 17 日 (火)、2 月 14 日 (火)、3 月 14 日 (火)) 各回の協議内容等については各回運営委員会記録参照。

②その他の委員会

<実施日時>

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日のうち適宜

<実施場所>

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

<実績>

支援活動委員会、研修委員会、広報啓発委員会、調査統計委員会、財務委員会がそれぞれ活動した。各活動内容等については各委員会記録および運営委員会記録参照。